**◎国民健康保険の保険料について（概略）**

**１．国民健康保険の財政の仕組み**

　国民健康保険における支出は、保険給付に要する経費（医療費）、神奈川県に納める納付金、保険事業に要する経費及び事業の管理のための事務的経費に大別され、これらの経費は、被保険者が負担する保険料や、神奈川県から交付される保険給付費等交付金（補助金）などによって賄われています。

　中でも保険料は、神奈川県に納める納付金を賄う主な財源となりますが、国民健康保険基金繰入金等を財源とすることで、保険料の料率が激変しないように調整します。

　　　　　　　　（収　入）　　　　　　　　　　　　（支　出）

|  |  |
| --- | --- |
| **保険料** | 保険給付費  （医療費） |
| 保険給付費等交付金  （補助金） |
| 国民健康保険事業費納付金 |
| 繰入金・その他収入 | 総務費・保健事業費・基金積立金等 |

**２．保険料の構成**

国民健康保険には、被保険者の医療費を賄う分（医療分）と後期高齢者医療制度への支援をする分（後期支援分）及び、介護保険の費用として負担をする分（介護分）の３つに分かれています。

医療分と後期支援分については、加入されている被保険者全てにかかってきますが、介護分は４０歳から６４歳までの方に納めていただきます。（※６５歳以上の介護分は、介護保険料として、別途福祉課より賦課されます。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区分 | 内容 |
| 保険料 | 医療保険分  （医療分） | 医療給付費等に充てられる分として負担する保険料 |
| 後期高齢者支援金分（後期支援分） | 後期高齢者医療制度への支援分として負担する保険料 |
| 介護保険分  （介護分） | 40～65歳の被保険者が介護保険料分として負担する保険料 |

**３．応能割額と応益割額**

国民健康保険料は、加入者の所得に応じて保険料を賦課する応能割額（所得割）と、世帯や加入者１人ごとに必ずかかる保険料を賦課する応益割額（均等割・平等割）に分かれます。

応能割額と応益割額に対する割合については、葉山町国民健康保険条例により定められています。

各市町村によって、応能割額と応益割額に対する割合は様々ですが、葉山町の場合は、下表のとおりの割合になっています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区　分  （性質） | | 保険料賦課総額に占める割合  （賦課割合） |
| 保険料 | 応能  （％） | 所　得　割  （所得に賦課する分） | ５５％ |
| 応益  (円) | 均　等　割  （１人当り） | ３０％ |
| 平　等　割  （１世帯当り） | １５％ |

**４．納付義務者に対する賦課額**

保険料は、世帯単位で納付義務者である世帯主に賦課されます。

納付義務者に対する国民健康保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者について算定した、医療分、後期支援分、介護分のそれぞれの所得割額、均等割額、平等割額の合計になります。ただし、医療分、後期支援分、介護分の合計が最高限度額を超えた場合は、その額となります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **所得割** | **均等割** | **平等割** | **最高限度額** |
| **医療分** | ％ | 円 | 円 | 66万円 |
| **後期支援分** | ％ | 円 | 円 | 26万円 |
| **介護分** | ％ | 円 | 円 | 17万円 |
| **合　計** |  |  |  | 109万円 |